

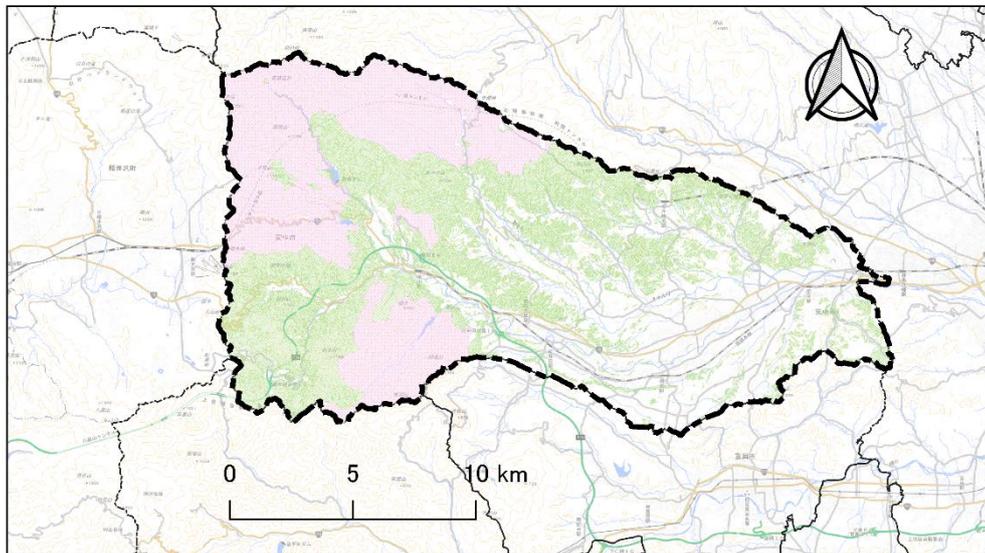
# 安中市森林整備計画

〔計画期間〕

始期 令和 7 年 4 月 1 日

終期 令和 1 7 年 3 月 3 1 日

群馬県 安中市



# 目 次

## I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題----- 1
- 2 森林整備の基本方針----- 1
  - (1) 地域の目指すべき森林資源の姿
  - (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針----- 5

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢----- 5
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法----- 5
  - (1) 伐採方法について
  - (2) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項----- 7

### 第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項----- 7
  - (1) 人工造林の対象樹種
  - (2) 人工造林の標準的な方法
  - (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間
- 2 天然更新に関する事項----- 8
  - (1) 天然更新の対象樹種
  - (2) 天然更新の標準的な方法
  - (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項----- 10
  - (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準
  - (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準----- 10
  - (1) 造林の対象樹種
  - (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数
- 5 その他必要な事項----- 10

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法----- 11
  - (1) 標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
  - (2) 実施時期の標準的な間隔
- 2 保育の種類別の標準的な方法----- 11
- 3 その他必要な事項----- 12

### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法----- 12
  - (1) 公益的機能別施業森林の区域の設定

(2) 公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	16
(1) 区域の設定	
(2) 森林施業の方法	
3 その他必要な事項	16
(1) 安中市独自の公益的機能別施業森林の区域	
(2) 安中市独自の公益的機能別施業森林の区域ごとの森林施業の方法	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	17
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	17
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	17
4 森林経営管理制度の活用の促進に関する事項	18
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	18
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	18
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	19
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	19
2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	20
3 作業路網の整備及び維持運営に関する事項	21
(1) 基幹路網に関する事項	
(2) 細部路網に関する事項	
4 その他必要な事項	21
第8 その他必要な事項	
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	21
(1) 林業従事者の養成・確保	
(2) 林業後継者の養成	
(3) 林業事業体の体質強化	
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	22
(1) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標	
(3) 機械化の推進方策	
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	23
4 その他必要な事項	23

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	23
(1) 区域の設定	
(2) 鳥獣害の防止の方法	
2 その他必要な事項	24

第2 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	25
(1)	森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	
(2)	その他	
2	鳥獣被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	25
3	林野火災の予防の方法	25
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	25
5	その他必要な事項	25
(1)	病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	26
(2)	その他	26

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1	保健機能森林の区域	26
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他施業の方法	26
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	26
(1)	森林保健施設の整備	
(2)	立木の期待平均樹高	
4	その他必要な事項	27

V その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	27
(1)	森林経営計画の記載内容に関する事項	
(2)	森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域	
2	生活環境の整備に関する事項	28
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	28
4	森林の総合利用の推進に関する事項	28
5	住民参加による森林の整備に関する事項	29
(1)	地域住民参加による取り組みに関する事項	
(2)	上下流連携による取り組みに関する事項	
(3)	施業実施協定の参加促進対策	
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	29
7	その他必要な事項	29
(1)	保安林その他法令による制限に関する事項	
(2)	市有林の整備等	
(3)	広く国民に開かれた森林の整備及び利用の推進方策	
(4)	森林の多面的機能の発揮を図る観点からの地域の活性化に関する基本方向	
(5)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(6)	木材利用の推進	
(7)	森林の新たな価値の創出	